

(案)

【区域運行 様式】

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和 6 年 9 月 1 0 日付け令和 6 年度新宿区地域公共交通会議（第 3 回）において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 運行の態様

区域運行

2 協議が調った事項（※該当する番号に○を記載）

- | | | |
|-----------------|------------------------|-----------|
| ① 営業区域の新設 | 2 営業区域の変更 | 3 営業区域の廃止 |
| ④ 使用車両(乗員11人未満) | : ワゴンタイプ(運転士を除き定員 8 人) | |
| ⑤ 最低車両数(3両未満) | : 1 両 | |

3 協議が調っている営業区域（※新設・変更・廃止する区域を記載）

新宿区内の落合第一・落合第二・戸塚特別出張所管内の一部区域及び中野区東中野五丁目
(新宿区下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、中落合一丁目、中落合二丁目、
中落合三丁目、中落合四丁目、上落合一丁目、上落合二丁目、上落合三丁目、中井一丁目、中井二
丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、高田馬場二丁目、高田馬場三丁目及び中野区東中野五丁目)

※ 詳細は別添資料「ミーティングポイント案」に記載の営業区域のとおり

令和 6 年 9 月 1 0 日

新宿区地域公共交通会議

会長 鈴木 文彦